

東京医師歯科医師協同組合 会員の皆さまへ

団体医師賠償責任保険

クレーム対応費用保険との
セット加入がおすすめ

パンフレット裏面を
ご確認ください。

団体割引
20%
適用

1 医療紛争に備える賠償責任保険です。

近年、医療訴訟における賠償金は
1億円を超えるような高額化の傾向にあるため、
手厚い補償を備えておくことをお勧めしております。

さらに 2億円を超える高額事例に備えたプランもご用意しています!!

2 電話医療通訳サービスを無償*で ご利用いただくことができます。

※年間10コール、診療所契約の方のみが対象です。(勤務医契約の方はご利用いただけません)

ご利用開始のお手続きやお問合せ先は、下記URLよりご確認ください。

URL: https://www.ishikyo.or.jp/wp-content/uploads/2023/10/information_ishibaishou-interpretation.pdf

詳しくはこちら



スマホ・パソコンから申し込みが可能です!

※医歯協ホームページへのWEB会員ログインが必要です。

PC: <https://www.ishikyo.or.jp/ourservice/insurance/ins-ishibaishou/>



募 集 概 要

申込締切日 **2025年6月13日(金)**

保険期間 **2025年7月1日午後4時から 2026年7月1日午後4時まで**

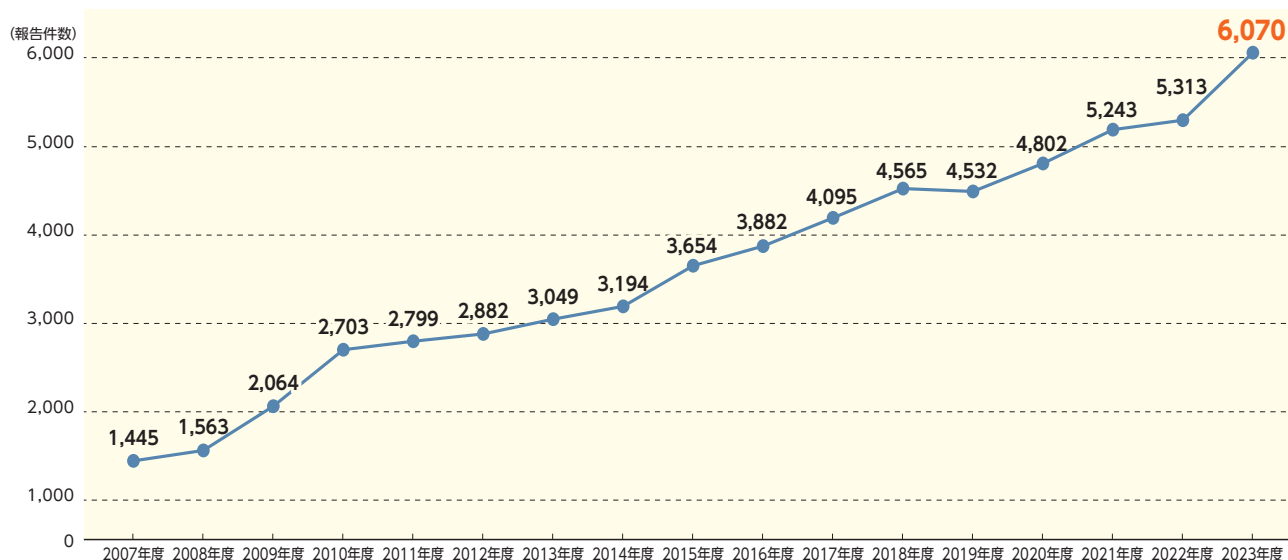
中途加入は毎月受付けております。

○募集締切日：毎月25日 ○補償開始日：お申込月の翌月1日 ○保険料引落日：補償開始月の末日

予想もしなかった賠償事故に見舞われた場合…

医師賠償責任保険は 安心して医療に専念するための保険です。

医療事故は増加傾向にあります！



医療事故情報の報告における 当事者職種TOP3

2023年1月～12月(2023年年報分)

当事者とは当該事象に関係したと医療機関が判断した者であり、
複数回答が可能。

1.  医師 **7,499件**
2.  看護師 **6,603件**
3.  歯科医師 **174件**

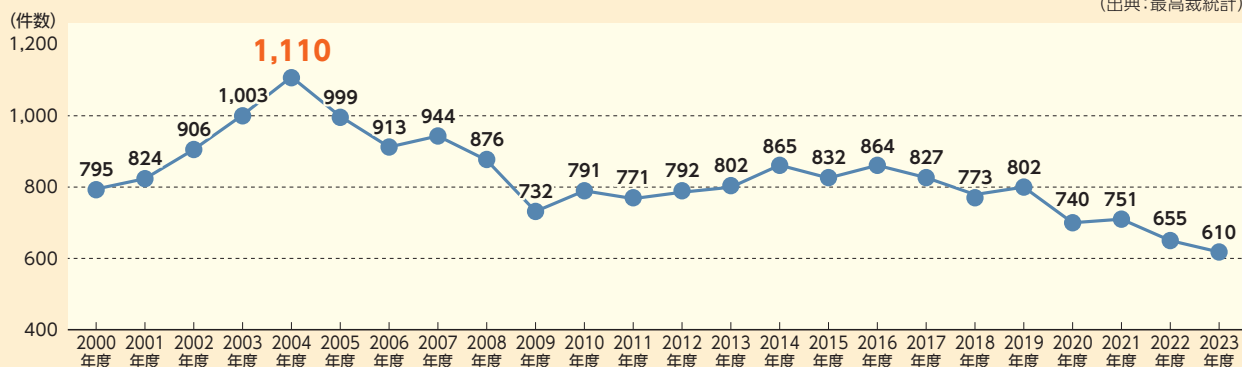
出典：公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業 第76回報告書より作成

医師や医療機関が訴えられるケースが増えています！

手術や診断のミスなどの医療事故で、医師や医療機関が損害賠償を請求されるケースが増えています。

最高裁判所医事関係訴訟委員会によると、年間およそ600件の医療事故が提訴され半数程度が和解で解決しています。平均審理期間は約2年であり、一定以上のお時間が必要となります。

(出典：最高裁統計)



出典：最高裁判所医事関係訴訟委員会 医事関係訴訟事件の処理状況及び平均審理期間より作成（件数には地方裁判所及び簡易裁判所の事件が含まれる。）

患者側の責任追及の多様化！

診療所の開設者（使用者）だけではなく、実際に医療に携わった者も個人の責任を追及される場合があります。

<ケース例>

- 使用者と医療従事者両名が訴えられたケースで、判決で医療従事者個人と使用者の責任割合に応じた支払いが命じられた。
- 医療従事者のみが訴えられた。
- 判決（和解）において担当医師の責任額が明確にされた。
- 担当医師が刑事責任を追及された。

**勤務医・看護職
医療従事者
個人の補償が
必要です**

高額賠償に備える！

ご加入プランの変更も
ぜひご検討ください！

医療訴訟は高額化の傾向にあり、判決額が2億円を超える事例も出てきています。

そこで医歯協の医師賠償責任保険では、医療上の事故を**3億円まで補償するプラン**を新設いたしました。

<高額賠償例>

概 要	判 決 額
じんましん患者に対する静脈注射に医師が立ち会わず、准看護師が薬剤を誤投与。患者に重篤な後遺症が残った。	2億4,885万円 京都地裁平成17年7月12日判決
帝王切開の際、腹腔内出血を疑って、速やかに救急病院へ搬送するべきだったが、手配が遅れ大量出血。患者に重篤な後遺症が残った。	2億2,300万円 東京地裁平成15年10月9日判決
頭部CT検査報告書中の指摘を見落して脳腫瘍を放置。後医で受けた脳腫瘍摘出術後に生じた後遺障害との因果関係を認めた。	1億5,748万円 福岡地裁令和1年6月21日判決

だから

医師賠償責任保険で万一来に備えましょう！

お支払いする主な保険金の種類

① 被害者に支払うべき損害賠償金

- 医師特約条項
法律上の損害賠償金（治療費、休業損失、慰謝料など）
- 医療施設特約条項
法律上の損害賠償金
・身体賠償事故の場合…治療費、休業損失、慰謝料など
・財物賠償事故の場合…修理費、再調達費など（※）
（※）修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
・人格権侵害事故の場合…慰謝料など

② 訴訟に際して必要となる費用

- 争訟費用等
弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
（損保ジャパンの事前の承認が必要です。）

③ 事故直後に必要となる費用

- 被害者に対する応急手当、緊急処置等の費用
- 権利保全行使費用
- 損害発生または拡大防止費用

④ 事故解決のために協力する費用

- 損保ジャパンが必要に応じ事故解決にあたる場合に、お客さまが支出する協力費用

詳しい補償内容は

開業医の方（個人・法人）	P3～P4
勤務医の方	P5
各種オプション	P6

開業医の方



内科



歯科

- 診療所の開設者（個人または法人）が加入します。
- 診療所ごとに契約が必要です。
- 病院（病床数20床以上）はご加入いただけません。
- 診療所の所在地は、当組合の事業エリア内にかぎります。
- 開設者が当組合の会員である必要があります。

詳しくは **P7～P8**

この保険の補償内容

医療行為に対する賠償請求

手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



診断を誤ったため、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



補償の対象になる場合

個人開業の場合

- ①開設者個人の医療行為に対する賠償請求（日本全国どこで診療されても補償対象）
- ②従業員が起こした医療事故に対して、開設者個人が使用者として責任を問われた場合

法人開業の場合

- ①従業員が起こした医療事故に対して、開設者である法人へ賠償請求がなされた場合（ご加入の診療所内での事故にかぎります。）

以下の場合には補償の対象外になります

- ①美容を唯一の目的とした医療
- ②産業医・学校医としての活動（面接指導や、健康指導・相談など）
- ③従業員個人が名指しで訴えられた場合（法人の場合は、理事長先生も法人の従業員という扱いになります。）

診療所内の事故に対する賠償請求

診療所の床にワックスをかけすぎてしまっており、患者が転んでケガをした。



患者が着用している服に薬品がかかってしまい賠償を求められた。



補償の対象になる場合

- ①医院や設備の使用・管理上の事故に対する賠償請求
- ②不当な拘束やプライバシーの侵害等により、患者の人格権を侵害したことに対する賠償請求

以下の場合には補償の対象外になります

- ①他人から賃借したり、預かっている財物に対する賠償請求（他人から預かったもので、診療所の管理下にある財物になります。）

たとえば

・受付で預かった患者のコートを汚してしまった。 など

以下の場合も補償の対象です

訪問診療

患者さんのご自宅や入居施設へ訪問して診療する場合、ご加入の診療所の業務として行う場合であれば、補償の対象となります。

訴訟の際の弁護士費用、損害賠償金

医療行為によって身体障害が発生したと患者から訴えられた場合で、損保ジャパンが必要と判断した場合に弁護士の紹介、ならびに訴訟費用の支払いを行います。



POINT

先生に落ち度がない場合でも、患者から身体障害が発生したと、不当に訴えられた場合に弁護士費用の補償対象となるケースもあります。

！ 法人化した場合の注意点

開設者が個人から法人に変わった場合には、
個人契約を解約し新たに法人名義でご加入いただく必要があります。
(患者からの賠償請求があった場合の開設者責任が法人にあるため)
その場合、以下の点が変更になるためご注意ください。



○理事長先生個人の補償が対象外となります。

個人開業の場合、開設者個人の医療行為に対しては、
国内どこで診療されても補償の対象です。

しかし、開設者が法人に変わりますと理事長先生個人に対する補償はなくなります。

ご契約の診療所内のみで診察する場合

「勤務医プラス」(オプション) へご加入ください。

複数の診療所で診察する場合

理事長先生個人名義で、勤務医契約にご加入ください。

勤務医の方



医科



歯科

- 病院・診療所の非開設者の方
(法人等に雇われた院長先生も含みます。)
- 加入者が、当組合の会員である必要があります。

詳しくは **P7～P8**

この保険の補償内容

医療行為に対する賠償請求

手術にミスがあり、患者に身体障害が発生したことにより損害賠償請求を受けた。



診断を誤ったため、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。



補償の対象になる場合

個人の医療行為に対する賠償請求
(日本全国どこで診療されても補償対象です)

以下の場合には補償の対象外になります

- ① 美容を唯一の目的とした医療
- ② 産業医・学校医としての活動
(面接指導や、健康指導・相談など)

訴訟の際の弁護士費用、損害賠償金

医療行為によって身体障害が発生したと患者から訴えられた場合で、損保ジャパンが必要と判断した場合に弁護士の紹介、ならびに訴訟費用の支払いを行います。



POINT

先生に落ち度がない場合でも、患者から身体障害が発生したと、不当に訴えられた場合に弁護士費用の補償対象となるケースもあります。

！ ご加入時の注意点

法人等に雇われた院長先生の場合

診療所の開設者ではない院長先生は、勤務医契約でのご加入になります。先生個人の医療行為のみが補償の対象であり、以下の事故に対しては補償対象外となりますのでご注意ください。

- ・ 建物・設備の使用、管理上の事故
- ・ 従業員の医療行為に起因する事故

開設者責任（法人責任）に対する補償については、診療所の開設者が診療所契約にご加入いただく必要があります。

オプション

医歯協の医師賠償責任保険では、さまざまなオプションをご用意しています。

●オプション単体でご加入することはできません。

詳しくは **P9～P11**

勤務医プラス



診療所に勤務する医師を無記名で包括的にカバーする特約です。

例えばこんな場合

業務ミスにより、患者に身体障害が発生し、勤務医個人が損害賠償請求を受けた。

看護職プラス



診療所に勤務する看護職の方を無記名で包括的にカバーする特約です。

例えばこんな場合

業務ミスにより、患者に身体障害が発生し、看護師個人が損害賠償請求を受けた。

医療従事者プラス



診療所に勤務する医療従事者の方を無記名で包括的にカバーする特約です。

医療従事者の範囲

診療放射線技師（診療エックス線技師）、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、管理栄養士、精神保健福祉士、薬剤師、介護福祉士、社会福祉士、救急救命士
歯科衛生士、歯科技工士

例えばこんな場合

業務ミスにより、患者に身体障害が発生し、医療従事者個人が損害賠償請求を受けた。

借家人賠償特約



火災・破裂・爆発・漏水等により診療所を破損させてしまった場合にオーナー（貸主）への賠償責任を補償。

例えばこんな場合

漏水により床を破損させてしまいビルのオーナーより原状回復を求められた。

傷害お見舞特約



診療所内にて、施設の利用者が偶発的な事故により身体傷害を被った場合、**賠償責任の有無に関わらず**見舞金をお支払いします。

例えばこんな場合

患者の子供が診療所内で転んでケガを負ってしまい入院した。診療所側に過失はないが、せめて見舞金だけでも支払いたい。

従業員傷害特約



診療所の開設者や従業員が、業務中に偶発的な事故により身体障害を被った場合に所定の保険金をお支払いします。

例えばこんな場合

看護師が針刺し事故により感染症を患い、入院した。

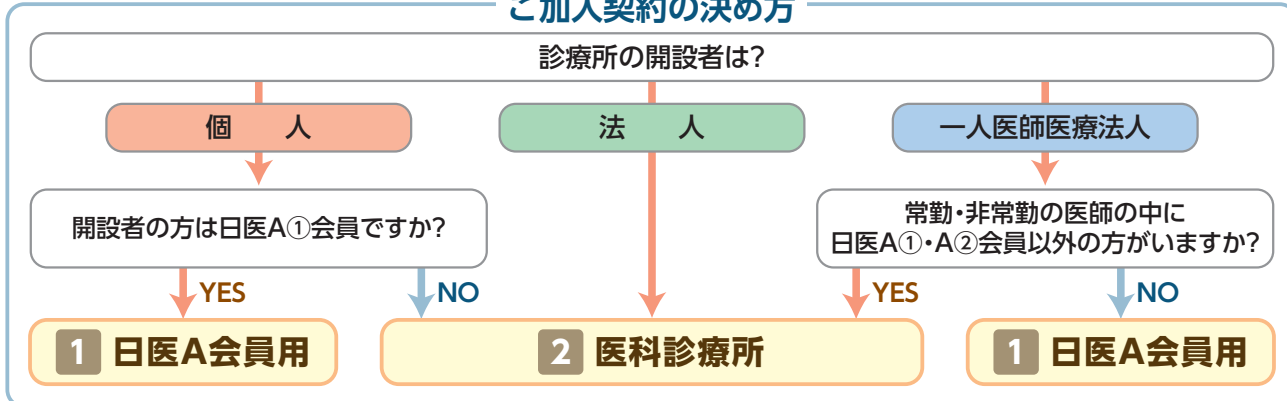


医 科

診療所契約

- 診療所の開設者が、加入者となる契約です。(非開設者の方はご加入いただけません。)
- 診療所が複数ある場合は、診療所ごとにご契約いただく必要があります。

ご加入契約の決め方



1 日医A会員用

《人格権侵害担保条項》が基本補償に組み込まれています。

医師会で医師賠償責任保険に加入済み(日医A①・A②会員は自動セット)で、経営形態が以下に該当する方が対象です。医師会の医師賠償責任保険では免責となる対人1事故100万円以下の医療上の事故ならびに建物・設備の使用・管理上の事故をカバーします。

- (1) 個人経営の診療所で開設者が日医A①・A②会員の場合
- (2) 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師がいない場合
- (3) 一人医師医療法人の診療所で、常勤医師が日医A①・A②会員であり、かつ非常勤医師が日医A①・A②会員にかざられる場合

コース	保険金額							年間保険料 (1診療所あたり)
	医療上の事故		建物・設備の使用・管理上の事故			人格権侵害事故		
	対人1事故	対人1年間	対人1名	対人1事故	対物1事故	1名	1事故期間中	
1 C	100万円	300万円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	7,344円

2 医科診療所

《人格権侵害担保条項》が基本補償に組み込まれています。

診療所の経営形態が以下に該当する方が対象です。

- (1) 個人経営の診療所で開設者が日医A①・A②会員でない場合
- (2) 開設者が法人の場合
- (3) 一人医師医療法人の診療所で、日医A①・A②会員でない勤務医(常勤・非常勤)が勤務している場合

コース	保険金額							年間保険料 (1診療所あたり)	
	医療上の事故		建物・設備の使用・管理上の事故		人格権侵害事故			有床	無床
	対人1事故	対人1年間	対人1名	対人1事故	対物1事故	1名	1事故期間中		
おすすめ 2 Y	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円	154,704円	134,344円
2 X	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	1,000万円	1億円	123,760円	107,480円
2 C	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	92,816円	80,624円

勤務医契約

医療上の事故のみ対象です。

コース	保険金額		年間保険料
	対人1事故	対人1年間	
おすすめ 4 Y	3億円	9億円	62,400円
4 X	2億円	6億円	51,568円
4 C	1億円	3億円	40,664円
4 A	100万円	300万円	4,000円

オプション契約

『勤務医特約』のセットでのご加入もおすすめます。
(詳しくはP11をご確認ください。)

※日医A①・A②会員の先生は「4Aコース」しかご加入できません。



歯 科

診療所契約

- 診療所の開設者が、加入者となる契約です。(非開設者の方はご加入いただけません。)
- 診療所が複数ある場合は、診療所ごとにご契約いただく必要があります。

《人格権侵害担保条項》が基本補償に組み込まれています。

コース	保険金額							年間保険料 (1診療所あたり)
	医療上の事故		建物・設備の使用・管理上の事故			人格権侵害事故		
	対人1事故	対人1年間	対人1名	対人1事故	対物1事故	1名	1事故期間中	
おすすめ 3 Y	3億円	9億円	3億円	30億円	6,000万円	1,000万円	1億円	11,264円
3 X	2億円	6億円	2億円	20億円	4,000万円	1,000万円	1億円	8,856円
3 C	1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円	6,472円

勤務医契約

医療上の事故のみ対象です。

コース	保険金額		年間保険料
	対人1事故	対人1年間	
おすすめ 5 Y	3億円	9億円	9,888円
5 X	2億円	6億円	7,648円
5 C	1億円	3億円	5,408円

オプション契約
『勤務医特約』のセットでのご加入もおすすめします。
(詳しくはP11をご確認ください。)

！ 法人様契約の場合、ご注意ください！

開設者のご名義が法人の場合、理事長先生は「法人に雇用された勤務医」として扱われます。
よって理事長先生個人への賠償請求については基本契約では補償の**対象外**となります。
補償が必要な場合、下記のお手続きが必要です。

- ・理事長先生がご契約の診療所内のみで診察する場合
「勤務医プラス特約」をご契約ください。
- ・理事長先生が複数の診療所で診察する場合
理事長先生のご名義で「勤務医契約」にご加入ください。



勤務医プラス（勤務医師包括担保追加条項（医師特約条項オプション））



医科



歯科

診療所に勤務する勤務医（医師・歯科医師）の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、勤務医の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

- ▶ ご加入医療機関の業務における勤務医師の方個人の賠償責任を、
無記名で包括的にカバーします。
- ▶ その医療施設の業務として行った医療のみが対象となります。

おすすめ

型		1 型	10 型	50 型	100 型	200 型	300 型
保険金額	1事故	100万円	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円	3億円
	期間中	300万円	3,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円	9億円
年間保険料 (1診療所あたり)	医科 診療所	1,874円	8,659円	19,192円	23,057円	30,785円	38,513円
	歯科 診療所	1,015円	1,538円	2,000円	2,523円	3,568円	4,613円

※上記は1診療所あたりの保険料です。

ご加入いただける勤務医プラスの型（保険金額）は、基本契約の保険金額が上限となります。
(例えば、1Cコースにセットできる上限は「1型」、2Cコース・3Cコースにセットできる上限は「100型」になります。)

看護職プラス（看護職賠償責任保険・包括契約）



医科

看護職（看護師・准看護師・保健師・助産師）の方の業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、看護職の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

- ▶ ご加入医療機関の業務における看護職の方個人の賠償責任を、
無記名で包括的にカバーします。
- ▶ その医療施設の業務として行った医療のみが対象となります。

型		K3 型	K5 型	K7 型	K8 型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円
	期間中	3,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円
年間保険料 (1診療所あたり)		3,890円	6,540円	7,680円	8,440円

※上記は1診療所あたりの保険料です。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

医療従事者プラス（医療従事者賠償責任保険・包括契約）



医科



歯科

医療従事者の方の法律（17ページ記載）に規定する業務の遂行に起因して、患者の身体に障害を発生させたなどの場合に、医療従事者の方個人が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償する特約です。

- ▶ ご加入医療機関の業務における医療従事者の方個人の賠償責任を、**無記名で包括的にカバー**します。
- ▶ **その医療施設の業務として行った医療のみが対象**となります。
- ▶ 次の有資格者の方が対象です。それ以外の方は対象外です。

医療従事者の範囲

診療放射線技師（診療エックス線技師）、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、管理栄養士、精神保健福祉士、薬剤師、介護福祉士、社会福祉士、救急救命士
歯科衛生士、歯科技工士

おすすめ

型		J3 型	J5 型	J7 型	J8 型
保険金額	1事故	1,000万円	5,000万円	1億円	2億円
	期間中	3,000万円	1億5,000万円	3億円	6億円
年間保険料 (1診療所あたり)	医科	211円	358円	419円	560円
	歯科	990円	1,680円	1,967円	2,630円

※上記は1診療所あたりの保険料です。

※刑事弁護士費用担保条項の保険金額は、1事故・保険期間中500万円となります。

ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。

Q. オプションの有無でこういった補償の違いがでますか？

（*オプションとは、勤務医プラス、看護職プラス、医療従事者プラスのことです）

A. 損害賠償請求を受けた場合、病院の開設者が責任を負うケースであれば基本の診療所契約で補償可能です。しかし、勤務医や看護師、医療従事者が個人として損害賠償を求められるケース（名指しの訴えなど）があり、基本の診療所契約ではカバーしきれない場合があるため、診療所契約と合わせてご加入していただくことをおすすめしております。

*オプション包括の場合は、物損害は補償されません。



借家人賠償特約 (借家人賠償責任担保追加条項)



医療機関の開設者が借用する医療施設を、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー（貸主）に対する賠償責任を補償します。（自己負担額：1,000円）

型	B2 型	B3 型
保険金額	3,000万円	5,000万円
年間保険料 (1診療所あたり)	5,440円	8,640円

傷害お見舞特約 (傷害見舞費用担保追加条項)



医療施設において、医療施設利用者（入院患者を除きます。）が急激かつ偶然な外来の事故により身体傷害を被った場合の見舞金を賠償責任の有無に関係なくお支払いします。

年間保険料 (1診療所あたり)	医科診療所 1,724円	歯科診療所 827円
-----------------	--------------	------------

型	C1 型	保険金額
死亡・後遺障害見舞費用保険金 (1名につき)		50万円
入院見舞費用保険金 (1名につき)	入院期間が31日以上	10万円
	入院期間が15日以上30日以内のとき	5万円
	入院期間が8日以上14日以内のとき	3万円
	入院期間が7日以内のとき	2万円
通院見舞費用保険金 (1名につき)	通院日数が31日以上	5万円
	通院日数が15日以上30日以内のとき	3万円
	通院日数が8日以上14日以内のとき	2万円
	通院日数が7日以内のとき	1万円

従業員傷害特約 (傷害担保追加条項 (同時セット：特定感染症危険担保追加条項))



開設者や診療所の従業員が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体傷害、中毒症状（細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を除きます。）、感染症に対し、所定の保険金をお支払いします。

型	保険金額				年間保険料 (1診療所あたり)	
	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額	特定感染症葬祭費用	医科診療所 (無床・有床)	歯科診療所
D1 型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円	111,984円	70,904円
D3 型	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円	269,376円	171,936円

勤務医契約に付帯するオプションです。

勤務医特約 (医療付随業務担保追加条項 (医師特約条項用))



勤務医契約において、被保険者が医療以外の業務を行うことにより生じた他人の身体の障害または財物の損壊等について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。勤務医師包括担保追加条項にはセットできませんので、注意してください。

補償の対象となる事故例

- ・被保険者が従事する医療施設の医療以外の業務に起因した事故（会議、事務、訪問診療先への移動中の事故など）
- ・診察時に腕時計や眼鏡などを外してもらい、預かろうとしたところ落として破損させてしまった。

担保条項	対象となる損害	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合	年間保険料
付随業務担保条項	受託物以外の損害	1事故・期間中限度額 1億円	なし	なし	800円/名
	受託物に対する損害	1事故 50万円	なし	なし	
人格権侵害担保条項	人格権の侵害に起因する損害	1被害者につき1,000万円 一連の損害賠償請求について、かつ保険期間を通じて1億円	なし	なし	

診療所契約の基本補償に組み込まれている契約

人格権侵害担保条項

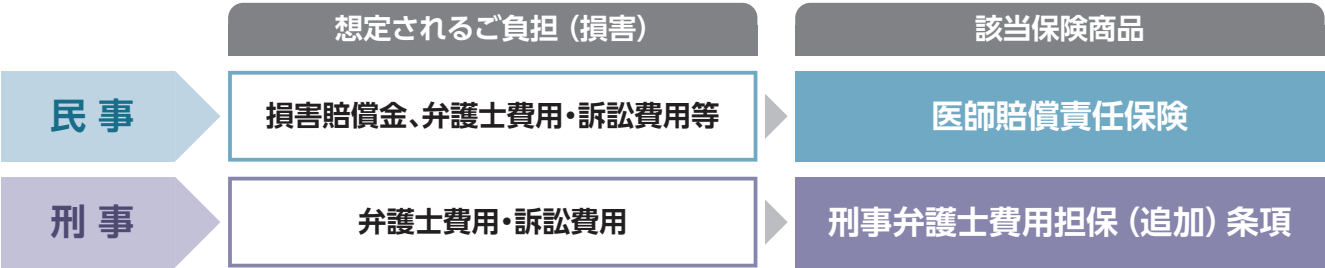
不当な拘束や、プライバシーの侵害等により、患者さまの人格権を侵害したことによって賠償責任が発生した場合に補償の対象となります。

担保条項	お支払限度額	自己負担額	縮小てん補割合
人格権侵害担保条項	1名 1,000万円	なし	なし
	1事故・期間中 1億円	なし	なし

全コースに共通し基本補償に組み込まれている契約

刑事弁護士費用担保（追加）条項

「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）が、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。）
※被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件については保険金をお支払いできません。



刑事弁護士費用担保（追加）条項の概要

保険金額		保険期間（1年）を通じて500万円となります。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
セット条件 割増保険料なしで自動セットされます。	個人契約 (一人医療法人も含みます。)	自動的にセットされます。
	法人契約	「勤務医プラス」特約をご契約いただいた場合にセットされます。
	看護職・医療従事者	「看護職プラス」特約、「医療従事者プラス」特約をご契約いただいた場合にセットされます。

「チーム医療」の考え方が普及するなか、チーム医療における体制不備を主因とした起訴等により、医師の他、看護職および医療従事者も医療刑事事件の当事者となる可能性があります。
そこで、看護職の方、医療従事者の方の刑事弁護士費用も補償できるようになりました! (2024年7月1日始期日以降)

被保険者が日本国内で行った医療行為により、日本国外で損害賠償請求を受けたことで被る損害を補償の対象とします。

※近年増加する訪日外国人旅行者等が日本国内の医療機関で治療を受けるケースが増えており、日本の医療施設が外国人による損害賠償請求を受ける可能性が高まっていることから補償の対象とします。



保険金お支払いと解約時のご注意点

損保ジャパンでの支払いは損害賠償請求ベースとなります。

加入時の例

	《事故発見ベース》 他社	切替 損保ジャパン	
CASE 1	医療過誤発生 事故発見 賠償請求		他社にて支払い
CASE 2	医療過誤発生 賠償請求 事故発見		他社にて支払い
CASE 3	医療過誤発生	事故発見 賠償請求	損保ジャパンで支払い
CASE 4		医療過誤発生 事故発見 賠償請求	損保ジャパンで支払い

- ・ 損保ジャパンへ切替前に発見されていた事故は他社契約での支払いとなります。
(賠償請求が当社切替後であっても、切替前に発見されていた事故は、切替前の契約にて支払われることとなります。)
- ・ 切替前に発見されている事故については、切替前の保険会社にもれなく通知してください。

解約時の例

！ 保険ご加入期間中に損害賠償請求を受けることが保険金お支払条件です。

	《損害賠償請求ベース》 損保ジャパン	解約(廃業) 無保険	
CASE 1	医療過誤発生 事故発見 賠償請求		損保ジャパンで支払い
CASE 2	医療過誤発生 事故発見 通知 発見日より60日以内	賠償請求	損保ジャパンで支払い ※
CASE 3	医療過誤発生 事故発見	賠償請求 補償延長特約で 5年カバーします。	× お支払対象外
CASE 4	医療過誤発生	事故発見 賠償請求 補償延長特約で 5年カバーします。	× お支払対象外

※発見日より60日以内に書面により通知された事故について、損保ジャパンの保険期間終了後5年以内に損害賠償請求がなされたものが対象です。

補償延長特約（損害賠償請求期間延長担保追加条項）のご案内

閉院やご加入者死亡により解約された場合、後日請求を受けた場合でも補償の対象外となってしまうため、「補償延長特約」のご契約をお勧めします。

補償延長特約とは

- ・ 保険期間終了前に行った医療行為に起因して、解約後に損害賠償請求を受けた場合に、5年間補償の対象とします。
- ・ 被保険者さまが死亡した場合は相続人様が保険の被保険者となります。
- ・ 解約時に一括して保険料をお振込みいただく必要があります。

ご加入方法

WEB申込は
こちら



お申込方法

右の2次元コードからお手続きいただくか、「医師賠償責任保険団体契約加入依頼書」にご記入・ご捺印のうえ、ご返送ください。
ご加入の際、オプション（追加特約）のみのご契約はできません。
オプション（追加特約）は必ず基本契約にセットしてご加入ください。

※ご加入の際には、個人・法人の区別をきちんとご確認ください。

たとえば、経営形態が変更となる場合（個人経営⇄法人経営）には、従前のご契約をご解約のうえ、新規にご加入いただくことが必要となります。保険期間を切れ目なくご加入いただくためには、経営形態変更の3か月前までにご連絡をいただけますようお願いいたします。

お申込先

東京医師歯科医師協同組合 損保事業部
TEL. 0120-008-149 音声ガイダンス「2」

保険料のお支払方法

ご指定の口座からお申込締切日の翌月末日にお引落しをさせていただきますので残高の確認をお願いします。末日が土日祝祭日の金融機関の休業日の場合には、前営業日になります。なお、申込人（加入者）と同一名義（会員であることも必要）の口座をご指定ください。

お申込から補償開始まで



途中でオプションを追加の場合

毎月25日までに**追加保険料のお振込**と**内容変更依頼書のご提出**をいただきますと、翌月1日より補償開始になります。追加保険料の当組合への着金が補償開始日を過ぎますと、補償開始日が1か月先になります。（お振込日が金融機関休業日の場合、当組合への着金は翌営業日になりますのでご注意ください。）

途中で解約する場合

毎月25日までに解約届をご提出いただきますと、翌月1日より解約となります。
未経過分の保険料につきましては月割でのご返金となります。

補償延長特約をお申込の場合

解約時に補償延長特約（P13）をお申込の場合には、解約日までに**保険料のお振込**が必要になります。保険料の当組合への着金が補償開始日を過ぎますと、解約日が1か月先になります。（お振込日が金融機関休業日の場合、当組合への着金は翌営業日になりますのでご注意ください。）

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。
ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

この保険のあらまし

- 商品の仕組み : この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
- 保険契約者 : 東京医師歯科医師協同組合
- 保険期間 : 2025年7月1日午後4時から1年間となります。
- 募集期間 : 2025年4月1日から2025年6月13日まで(2025年7月1日からご加入の場合)
 - 中途加入 : 保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は受付日の翌月1日から2026年7月1日午後4時までとなります。
- 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等: 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者 : 東京医師歯科医師協同組合の会員
 - 被保険者 : 1. 医療施設の開設者の方がご加入の場合
 - <医師特約条項>
開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。
※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、看護師、薬剤師、診療放射線技師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償対象となります。
 - <医療施設特約条項>
記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。
 - 2. 勤務医師の方がご加入の場合
一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院に勤務する医師・歯科医師の方となります。
- お支払方法 : 2025年7月31日(木)にご指定の口座よりお引落しをさせていただきます。
- お手続方法 : 14ページに掲載の2次元コードからお手続きいただくか、添付の医師賠償責任保険団体契約加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、ご加入窓口の東京医師歯科医師協同組合損保事業部までご送付ください。既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、東京医師歯科医師協同組合までご連絡ください。必要な書類をお送りします。保険金をお支払いする事故が起きた場合、お支払いの内容等により、継続加入のお引受条件を制限することがあります。
また、保険契約者の総合的な判断により継続加入のお引受けをお断りすることがあります。
その場合には、満期日の30日前に書面でご通知します。
- 中途脱退 : この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の東京医師歯科医師協同組合 損保事業部までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けとなります。(なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。)

- ①医師特約条項…日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(保険の補償を受けられる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。
- ◎賠償責任保険では、被保険者(保険の補償を受けられる方)に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払対象となりません。
- ②医療施設特約条項…医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

<主な追加条項およびその概要>

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ①損害賠償請求期間延長担保追加条項…保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。
しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する場合が多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求をうけた場合にかぎりません。
- ②勤務医師包括担保追加条項…医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払の対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

- ※この追加条項に加入している場合には、勤務医師が個人的に勤務医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは勤務医師賠償責任保険への求償権を行使しません。
- ※この追加条項はその医療機関の勤務医師が、当該医療機関で行った医療行為についても包括的に補償の対象としているため、被保険者のお名前の確認できる名簿(医師名簿)をご加入医療機関において常時備えつけられておくことが必要となります。

- ③刑事弁護士費用担保追加条項・・・医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療(職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの)によって、医療の対象者の身体に障害(障害に起因する死亡を含みます。)が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合^(注1)、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など^(注2))をお支払いします。 ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によりします。 (注1) 争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者もしくはその代理人が身体障害またはその原因・事由を知った場合において、保険金をお支払いします。 (注2) 損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ○ただし、初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。(初年度契約とは2004年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。)	①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者証記載の医療施設(設備を含みます。)の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物(給食等)、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金(治療費、休業補償、慰謝料等)および費用(訴訟費用や弁護士報酬など)をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によりします。	①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりません。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑥他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑦自動車(原動機付自転車を含みます。)の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、損保ジャパンが保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎりません。 など

看護職賠償責任保険(包括契約)(オプション)

1. 保険の概要

<第1章 看護業務担保条項>

看護職(看護師・准看護師・保健師・助産師)の方の業務(保健師助産師看護師法に定められた業務および介護業務)に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その看護職は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその看護職個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。
- ※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。
- ※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>(2024年2月1日以降保険始期契約より)

被保険者の看護業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- など

2. ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

※歯科診療所は、加入できません。

3. 被保険者

その医療施設に勤務するすべての看護職の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。この契約方式の場合「看護職の方全員」が補償対象者となり、以下のようなメリットがあります。

- ①加入看護職の方の署名・捺印等が不要です。
②ご契約内容の変更手続(看護職の方の中途加入、中途脱退等の手続)が不要です。
③契約もれ・更改もれの心配が不要です。
④過去に退職された看護職の方も対象となります。

4. お支払いする保険金

<第1章 看護業務担保条項>

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
②争訟費用等

- ・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 看護業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②保健師助産師看護師法に違反して行った業務
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為

- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される看護職賠償責任保険包括契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件 など

6. ご契約にあたってのご注意

- ①ご勤務される看護職の方を一括して契約するため、一部の看護職の方のみを対象とする契約はできません。
- ②保険金額等「保険条件」はすべての看護職の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその看護職が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

医療従事者賠償責任保険(包括契約)(オプション)

1. 保険の概要

<第1章 医療業務担保条項>

医療従事者(診療放射線技師(診療エックス線技師)・理学療法士・臨床工学技士・衛生検査技師・作業療法士・言語聴覚士・臨床検査技師・視能訓練士・義肢装具士・管理栄養士・歯科衛生士・歯科技工士・精神保健福祉士・薬剤師・介護福祉士・社会福祉士・救急救命士)の方の下記法律に規定する業務に起因して、他人の身体に障害が発生し、保険期間中に患者またはその遺族より損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

- ①診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)
 - ②臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)
 - ③理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)
 - ④視能訓練士法(昭和46年法律第64号)
 - ⑤言語聴覚士法(平成9年法律第132号)
 - ⑥臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)
 - ⑦義肢装具士法(昭和62年法律第61号)
 - ⑧栄養士法(昭和22年法律第245号)
 - ⑨歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)
 - ⑩歯科技工士法(昭和30年法律第168号)
 - ⑪精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)
 - ⑫薬剤師法(昭和35年法律第146号)
 - ⑬社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
 - ⑭救急救命士法(平成3年法律第36号)

※1. 保険金のお支払い対象となる事故が発生した場合、その医療従事者は法律上の賠償責任において共同不法行為者として損

害額の一部または全部の責任を負う場合がありますが、本保険ではその医療従事者個人の帰責割合(本来負担すべき責任の割合をいいます。)に応じた金額のみをお支払いすることとなります。

※2. 保険期間中に損害賠償請求を提起された場合のみ保険の対象となります。

※3. ご加入された医療施設の業務を遂行することによって起こった事故のみ保険の対象となります。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>(2024年2月1日以降保険始期契約より)

被保険者の医療業務の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

2. ご加入いただける方

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院)の開設者

3. 被保険者

保険証券記載の医療施設に勤務するすべての医療従事者の方(過去に勤務していた方を含みます。)

※包括契約方式のため上記の方が一括して被保険者となります。

この契約方式の場合「医療従事者の方全員」が補償対象者となるため以下のようなメリットがあります。

- ①加入医療従事者の方の署名・捺印等が不要です。
- ②契約もれ・更改もれの心配が不要です。
- ③過去に退職された医療従事者の方も対象となります。

4. お支払いする保険金

<第1章 医療業務担保条項>

- ①法律上の損害賠償金(示談・和解による場合でも対象となります。)
・被害者の治療費・入院費・慰謝料・休業補償 など
- ②争訟費用等

・弁護士費用・訴訟費用・和解や調停に要する費用など(損保ジャパンの事前の承認が必要です。)

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

<第1章 医療業務担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①保険契約者・被保険者の故意
- ②前記法律に違反して行った業務
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ④地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象
- ⑤特別な約定により加重された責任
- ⑥海外での医療行為

- ⑦初年度契約締結前に知っていた(不注意により知らなかった場合を含みます。)身体障害により保険期間開始後に提起を受けた損害賠償請求 など

※初年度契約とは、2004年4月1日以降最初にご契約される医療従事者賠償責任保険契約をいいます。

<第2章 刑事弁護士費用担保条項>

○次の事由に起因する損害

- ①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

○次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件 など

6. ご加入にあたってのご注意

- ①ご勤務される医療従事者の方を一括して契約するため、一部の

医療従事者の方のみを対象とする契約はできません。

- ②保険金額等「保険条件」はすべての医療従事者の方とも同一条件となります。
- ③事故発生時にはその医療従事者が貴病院(診療所)に勤務していたことを証明できる名簿等が必要となります。

借家人賠償責任担保追加条項(オプション)

(1) 保険金をお支払いする場合

開設者が借用する建物の戸室(医療施設)につき、火災・破裂・爆発・漏水等によって損壊させてしまった場合の、ビルオーナー(貸主)に対する賠償責任(自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内で補償します。

(2) 加入できる方

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所)の開設者

(3) 被保険者

医療施設(一般医院・診療所・歯科診療所)の開設者
開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事する方

(4) お支払いする保険金

- ・法律上の損害賠償金
- ・争訟費用等(損保ジャパンの事前の承認を得て支出した訴訟費用や弁護士報酬など)

(5) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ②借用戸室の改築、増築、取り壊し等の工事に起因する賠償責任
- ③屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨、雪等に起因する賠償責任
- ④被保険者が借用戸室を貸主に引き渡した後に発見された借用戸室の損壊に起因する賠償責任 など

傷害見舞費用担保追加条項(オプション)

(1) 保険金をお支払いする場合

医療施設において、医療施設の利用者^(注)が急激かつ偶然な外来の事故^(※1)により身体に傷害^(※2)を被った場合に、被保険者である開設者が慣習として支出した所定の見舞金費用を補償します。

※1 法律上の賠償責任の発生の有無にかかわらず、保険金をお支払いします。

ただし、法律上の賠償責任が発生する場合は医療施設特約の保険金としてお支払いします。

※2 「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

- ①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。
- ②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎりず。

(注) 利用者の範囲

医療施設の利用を目的として医療施設に入場している方をいい、以下の方は含みません。

- ・被保険者(法人の場合は理事、取締役等)およびその者と同居または生計を共にする親族
- ・医療施設の業務に従事中の者
- ・医療施設の保守、保安、点検等の業務または新築、改築、増築等の工事に従事中の者
- ・医療施設に入院中の者

(2) 被保険者

医療施設(一般医院・診療所・歯科診療所)の開設者

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被傷者(利用者)の故意または重大な過失
- ④被傷者(利用者)の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ⑤被傷者(利用者)が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故
- ⑥被傷者(利用者)の脳疾患、疾病または心神喪失

- ⑦被傷者(利用者)の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 など

傷害担保追加条項(同時セット:特定感染症危険担保追加条項)(オプション)

(1) 保険金をお支払いする場合

○急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害^(※)を被った場合に、保険金(死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金)をお支払いします。

(※)「傷害」には以下の①②の中毒症状および障害を含みます。ただし細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は対象とはなりません。

①偶然かつ一時的に外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入、摂取したときに急激に生じる中毒症状をいいます。

②医療施設内に設置された医療用放射線照射装置に起因する事故により、医療用放射線の被曝によって被った障害をいいます。ただし、放射線測定機器により被曝の事実が判明したときから起算して14日以内に医師(被傷者が医師である場合には、その被傷者以外の医師をいいます。)の診断を受けた結果、被曝による身体障害と認定された場合にかぎりず。

○感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症)を発病した場合(※)

(※) 鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型)は含まれますが、鳥インフルエンザ(H5N1型およびH7N9型以外の型)、新型インフルエンザ、再興型インフルエンザおよび前述以外のインフルエンザは含みません。

(2) 被保険者

- ①開設者
- ②開設者の使用人、その他開設者の業務の補助者で加入者証記載の医療施設の業務に従事するもの

(3) お支払いする保険金の種類

(死亡保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害のご契約金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金の支払いがある場合はその金額を差し引いてお支払いします。

(後遺障害保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害のご契約金額の4%~100%をお支払いします。

(入院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。

(手術保険金)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガのため所定の手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(5倍・10倍)を乗じた金額をお支払いします。ただし1回の事故につき1回の手術にかぎりず。

(通院保険金日額)

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ通院された場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。

※上記ケガの事故に加え、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)、細菌性赤痢等の特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金(発病日からその日を含めて180日間限度)、通院保険金(発病日からその日を含めて180日以内の90日限度)をお支払いします。また、発病日からその日を含めて180日以内に死亡した場合には300万円を限度に葬祭費用の実費をお支払いします。

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ③被保険者の自殺、犯罪行為または闘争行為
- ④被保険者が法令に定められた運転資格を持たないで、自動車もしくは原動機付自転車を運転している間、酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、覚醒剤、シンナー等によって正常な運転ができない状態で運転している間に起こした事故

- ⑤被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑥被保険者の妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置
- ⑦被保険者に対する刑の執行
- ⑧保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した感染症
- ⑨(原因のいかんを問わず)被傷者が頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない場合 など

●ご注意点

被保険者をご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

刑事弁護士費用担保追加条項

(1) 保険金をお支払いする場合

被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

※次の費用はお支払いの対象外になります。

- ①公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用 など

(2) 保険期間と保険金をお支払いする場合の関係

この追加条項では、保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時^(注1)までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^(注1)
- ②裁判所が略式命令を発した時^(注2)
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^(注3)

(注1)ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

(注2)ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。

(注3)ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

(3) 保険金をお支払いできない主な場合

1. 次の事由に起因する損害

①戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動

②地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象

2. 次に掲げる刑事事件に起因する損害

- ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件
- ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件
- ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件
- ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件
- ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件
- ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件
ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。 など

情報メディア担保追加条項(オプション)

(1) 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

- 偶然な事故により情報メディアに生じた損害
- 不正アクセス、情報機器・記録媒体およびネットワーク構成機器・設備の機能障害・物的損壊または盗難、誤操作、第三者による故意、悪意または妨害行為、静電気または電磁気、過電圧、電圧低下または電力の供給停止、洪水・台風・高潮・落雷など自然現象に起因して情報(プログラム、ソフトウェアおよびデータ)のみに

損害が発生し、損害が生じた情報の修復もしくは復旧、同種同等の情報の再作成もしくは再取得する場合

(2) 被保険者

医療施設(一般医院・診療所、歯科診療所)の開設者

(3) 保険の目的

被保険者が業務に使用するために医療施設内において所有する情報メディア

※情報メディアとは、以下のものをいいます。

- ・イ. 情報機器で直接処理を行える磁気テープ、磁気ディスク、磁気ドラム等の記録媒体
- ・ロ. イ. に規定された記録媒体に記録されている情報

(4) 保険金をお支払いできない主な場合

- ①契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失
- ②被保険者もしくは被保険者の使用人または被保険者と同じ世帯に属する親族の故意
- ③差し押さえ、没収等公権力の行使
- ④自然の消耗、さび・かび・変質その他類似の事由
- ⑤保険の目的の欠陥
- ⑥地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など
- ⑦空気の乾燥、湿度・温度変化
- ⑧置忘れ、紛失、不注意による廃棄
- ⑨未完成・未発表のプログラム、ソフトウェアの使用
- ⑩コンピューターウィルス
- ⑪いわゆる「2000年問題」に起因するもの など

医療付随業務担保追加条項

(1) 保険金をお支払いする場合

以下に掲げる損害について保険金をお支払いします。

①付随業務担保条項

○被保険者が日本国内において業務を遂行することにより、保険期間中に生じた第三者の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

○被保険者が日本国内において業務を行うにあたり、受託物(身の回り品等の財物)が滅失、損傷もしくは汚損したこと、または盗取もしくは詐取されたことに起因して、受託物について正当な権利を有する者に対し、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

②人格権侵害担保条項

○被保険者の業務の遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為^(注)により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

(注) 不当行為

- ・不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ・口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

①共通

ア. 被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った医療によるその医療の対象者の身体障害に起因する賠償責任

イ. 被保険者が嘱託医として行った行為に起因する賠償責任 など

②付随業務担保条項

ア. 被保険者の使用人または被保険者の医療の補助者が所有し、または私用に供する財物が損壊もしくは紛失し、または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任

イ. 受託物の自然の消耗、かし、受託物本来の性質またはねずみ食い、虫食い等に起因する賠償責任 など

③人格権侵害担保条項

ア. 被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為に起因する賠償責任

イ. 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など

◆用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送 検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

ご加入にあたってのご注意

○保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

○加入依頼書等の記載内容が正しいか充分にご確認ください。

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

(1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

(注) 医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、付属書類等の以下の項目をいいます。

●被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)

●過去の保険金支払状況 など

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ^(※)取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書、付属書類等の記載事項の変更
＜例＞保険金額等ご契約内容を変更される場合 など
ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

(※) 加入依頼書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が保険契約者または記名被保険者に原因がない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

■ご契約者(ご加入者)の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)*がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

●この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)*またはマンション管理組合(以下あわせて「個人等」といいます。)*である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)*に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)*の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)*については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎりです。

●損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間は原因・事由による損害賠償請求による保険責任を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等^(※)がある場合を除きます。)

(※) この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

●補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎりです。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎりです。

●2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。

4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

*保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類^(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

(※)損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。

- 被保険者(保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。その事故の紛争処理が日本医師会賠償責任審査会に付託されたときは、その裁定額を限度に保険金の支払いを決定します。
※本保険では、保険会社が被保険者(保険の補償を受けられる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
 ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

<事故時に必要となる書類>

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、刑事弁護士費用に関する通知書 等
③	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 等
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手からの領収書、承諾書 等

(注1)事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することがあります。

クレーム対応費用保険とのセット加入をおすすめしています!

詳細は下記のURLよりご確認ください。

PC https://www.ishikyo.or.jp/hoken_kanyu_minaoshi/name/claim/

詳しくはこちら



問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

[取扱代理店]

東京医師歯科医師協同組合

損保事業部
〒101-0029 千代田区神田相生町1番地
秋葉原センタープレイスビル16階
TEL. 0120-008-149 音声ガイダンス「2」
(受付時間: 平日の9時から17時まで)

[引受保険会社]



損害保険ジャパン株式会社

東京法人営業部 第三課
〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
損保ジャパン日本橋ビル3F
TEL. 050-3798-5281 FAX. 03-3271-0093
(受付時間: 平日の9時から17時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合 (指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル】 0570-022808 (通話料有料)

受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】 0120-727-110

受付時間 平 日 午後5時～翌日午前9時

土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) でご参照ください (ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、補償開始後2か月経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。